

総 務 大 臣
麻 生 太 郎 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人

諮問第 298 号の答申

平成 17 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について

厚生労働省は、平成17年に実施を予定している医療施設調査（指定統計第65号を作成するための調査）について、医療提供体制の整備状況及び医療情報の活用・提供等の実態をよりの確に把握するため、調査事項の変更を行うとともに、患者調査（指定統計第66号を作成するための調査）について、疾病構造の変化や医療施設の機能分化を踏まえ、患者の傷病状況等の実態をよりの確に把握するため、標本設計の見直し等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の両調査の調査計画全般について、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応、調査の効率的実施、報告者負担の軽減等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 医療施設調査

医療施設調査は、医療施設の整備状況及び医療施設の診療機能を把握する全数調査であり、医療施設を対象とする他の統計調査の母集団情報を提供するものである。

今回調査については、調査事項について、医療施設における情報化の進展や高度化する医療ニーズへの対応の観点から、「ホームページの開設」、「電子カルテシステムの導入状況」、「医療安全体制」等について、その実態をより詳細に把握する設問を追加する一方、当初の調査目的を達成した「医師免許取得後2年以内の医師」や必要性の薄れた「夕食の状況」の「食事開始時間」等については、報告者負担軽減の観点から削除する計画であり、これらはおおむね適当と認められる。

しかしながら、以下の点については、改善する必要がある。

- ① 諮問第 283 号の答申「平成 14 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」（以下「前回答申」という。）において、報告者負担軽減の観点から、「施設名」、「所在地」、「開設者」等について、プレプリントの導入を検討するよう指摘したところであり、今回調査では、次回調査におけるプレプリントの本格

的な導入を円滑に行うため、一部の調査対象施設について、試行的実施を行うこと。

- ② 「受動喫煙対策の状況」については、禁煙、分煙等の実施状況をよりの確に把握できるよう、厚生労働省が「たばこ対策関係省庁連絡会議（平成17年1月18日）」において各府省に提案している案に則して、その設問を改めること。
- ③ 「職員のための院内保育サービスの実施状況」については、病院内保育所運営補助事業の進捗状況等の傾向を把握するため、今回は引き続き調査すること。
- ④ 「従事者数」及び「各種委員会の設置状況」については、正確な記入を期するため、「従事者数」には派遣労働者が調査対象に含まれること、「各種委員会の設置状況」における児童虐待防止委員会には児童虐待防止のための研修や地域との連携等を行っている場合も含まれること等について、設問中の用語の定義を明確にすること。

(2) 患者調査

患者調査は、病院及び診療所を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにするものである。今回調査では、前回答申において指摘された専門医療機関や二次医療圏単位での傷病別患者数の的確な推計のための標本設計の見直し等を行う計画である。

すなわち、標本設計については、病院について、①従来、病床規模では4区分としていた抽出層を7区分に細分化し、②地域医療支援病院を抽出層に追加し、③500床以上の大規模病院をしつ皆調査とする等、多種多様な医療機関の患者の状況をよりの確に反映するための変更を行うとともに、④一方で、500床以上の病院については、「病院（奇数）票」の施設内抽出率を従来の10分の5から10分の3に下げることにより、大規模病院における報告者負担の軽減を図ることとしている。

また、「一般診療所票」及び「歯科診療所票」に係る調査日については、従来、10月の火曜日から木曜日までの3日間のうち、医療施設ごとに指定した1日としていたが、木曜日を休診とする診療所が多くみられるため、今回調査では、火曜日、水曜日及び金曜日のうち、指定する1日を調査日とすることにより調査結果の精度の向上を図ることとしている。

さらに、調査事項については、①「受療の状況」中の外傷の原因に係る設問に「自転車交通事故」を追加し、②医療保険適用病床と介護保険適用病床の利用状況を把握するため、「病床の種別」を細区分する等の変更を行うこととしている。

集計事項については、結果表章上の病床規模の階級区分について、医療施設調査とのデータの相互比較がより詳細に行えるよう、階級区分を医療施設調査と可能な限り共通化することとしている。

これらについては、的確な統計の作成・提供に資するものであり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、標本設計に関し、500床以上の病院の施設内抽出率を10分の3に下げることについては、①この層の精度に及ぼす影響が小さくないと考えられること、②また、500床未満の層の一部の病院については500床以上の一部の病院よりも負担が大きくなる可能性があることから、病床数規模による負担の逆転を緩和する

観点から、この層の施設内抽出率を段階的なものにすることが適当である。

なお、今回の調査結果について、その精度を検証することが適当である。

2 今後の課題

(1) 両調査に共通する事項

医療施設調査及び患者調査については、前回答申において、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減の観点から、オンライン調査の導入について検討を行う必要があると指摘したところである。

このことについては、政府が電子政府構築計画（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、平成 17 年度末までに策定を予定している統計調査等業務の業務・システムに係る最適化計画に合わせて、両調査におけるオンライン調査の導入について検討を行う必要がある。

(2) 医療施設調査

医療施設調査は、医療行政の変化に対応して必要な基礎資料の整備及び他の統計調査の母集団情報を提供することを役割とする一方で、政府統計全体の体系的整備を図る観点から、他の指定統計等との整合性の確保や必要な調査事項の設定などが求められていること等を踏まえ、以下の点について検討を行う必要がある。

① 「一般診療所」及び「歯科診療所」における「従事者数」について、実人員と常勤換算した数の両方を把握している看護師等以外の職種については、今回調査においても引き続き常勤換算した数を把握することとしている。また、この従事者数については、男女別の把握はされていない。

このことについては、医療施設における従事者数が増加している中で、一部の職種によっては従事者の勤務形態が多様なものとなっていると考えられることから、本調査の役割を踏まえ、必要な職種については実人員の把握について、及びジェンダー統計整備の観点からも必要な範囲での男女別の把握の可能性について、検討すること。

② 医療施設の経営状況については、これまで、本調査では医療サービスの提供に係る事項を中心に調査してきており、他の標本調査で詳細に把握されていることから、本調査においては把握していない。

このことについては、本調査の役割を踏まえ、報告者負担の軽減等に配慮しつつ、今後、医療施設の全体的な状況の把握が可能となるような方策を中長期的な課題として検討すること。

(3) 患者調査

患者調査については、前回平成 14 年調査において「副傷病名」を削除したことについて、前回答申において、医療事務の電子化等の進展を踏まえながら、同一の患者についての複数の傷病の把握について検討を行う必要があると指摘したところである。

このことについては、国民の傷病の実態をよりの的確に把握するため、複数の傷病を持つ者についてそれらの傷病名を把握することが適当と考えられるので、報告者負担に配慮しつつ、電子カルテの普及及び調査のオンライン化等の進展も踏まえ、その把

握方法とデータ活用の在り方について引き続き検討を行う必要がある。